

建築法規用教材 2019年版(2019年2月刊行)
正誤表

修正箇所 (頁番号・右段または左段・行の位置)	誤	正
75・右・9行目	居室に床面積に対して	居室の床面積に対して
119・左・6行目	土地所有者等、区域、建築物の基準	土地所有者等が、区域、建築物の基準
142・左・下から4行目	④国、都道府県等、市町村、……開発行為	*削除する
144・右・10行目	⑦国又は都道府県等が行う……	⑧国又は都道府県等が行う……
144・右・15行目	⑧既存の建築物の敷地内……	⑦既存の建築物の敷地内……
151・表2.2 定めることのできる事項	*表内の複数の箇所	*表全体を別紙の通り差し替える
156・左・下から13行目	(1)書面による契約締結の業務化	(1)書面による契約締結の義務化
165・左・下から1行目	住宅や多数のものが利用する建築物の耐震化率を平成 27年までに少なくとも9割とする目標、及び住宅については平成 32年までに少なくとも95%にする目標が定められている。	住宅や多数のものが利用する建築物の耐震化率を平成 32年までに少なくとも95%とする目標、平成37年までに耐震性が不十分な住宅と耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消する目標が定められている。
167・右・表6.3	「基準適合義務」 ③特別特定建築物について地方公共団体が条例により定めた ①以下の規模の建築等	「基準適合義務」 ③特別特定建築物について地方公共団体が条例により定めた ①未達の規模の建築等